

## 言葉と人権 ②

### 言葉をめぐる環境整備

- ◆ 人権教育のねらいは、人権尊重の理念を社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を図ることにあります。人権尊重の理念とは、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることです。
- ◆ 偏見や差別意識は、言葉を介して生まれ、顕在化します。
- ◆ したがって、学校生活全体における言葉をめぐる環境を整え、望ましい人間関係の基盤を培うことが極めて重要になります。
- ◆ 言葉をめぐる環境整備の要諦は、児童・生徒及び教師の「言葉の力」を高め、生かすことにあります。
- ◆ 児童・生徒の「言葉の力」の育成は、国語科がその中心を担っています。国語科の「思考力、判断力、表現力等」の枠組は、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」です。このことから、国語科では「言葉の力」を「話す力・聞く力」、「書く力」、「読む力」と捉え、発達段階に応じて計画的・系統的な育成を推進しています。
- ◆ 学校が人権教育を進めるに当たり、国語科とは別の枠組から「言葉の力」を捉え直してみるのが、様々な気付きや工夫につながると考えます。



(次号に続く)